

第47回定時株主総会の招集に際しての
電子提供措置事項

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

第47期（2022年1月1日～2022年12月31日）

株式会社 ソディック

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 21社

主要な連結子会社の名称は「事業報告 1. 企業集団の現況 (3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社イマリ精工

Sodick Technologies India Private Limited

- ・連結の範囲から除いた理由 連結の範囲から除いた子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社数 0社

- ・持分法適用の関連会社数 1社

Plustech Inc.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社イマリ精工

Sodick Technologies India Private Limited

蘇州STK鑄造有限公司

- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結計算書類の親会社株主に帰属する当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性に乏しいため、これらの会社に対する投資については、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法（特例処理の条件を満たす場合には特例処理を採用）

ハ. 棚卸資産

- ・商品及び製品並びに
仕掛品 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ・原材料及び貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をリース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額、それ以外のは、零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支出に備えて、賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

- 二. 製品保証引当金 当社及び一部の連結子会社は製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき必要額を計上しております。
- ホ. 品質保証引当金 当社は有償修理後に発生する品質保証費用の支出に充てるため、過去の実績を基礎にして品質保証引当金を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。
- 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ⑤ 収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。
- イ. 工作機械事業、産業機械事業
- 主に放電加工機、マシニングセンタ、射出成形機などの製品の開発、製造、販売及びその消耗品の販売並びに保守サービスの提供を行っております。
- これらの製品の販売については、輸出取引を除き、製品を顧客に引き渡し、検収を受けた時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主に顧客が検収した時点で収益を認識しております。輸出取引においては、貿易条件等に基づき支配が顧客に移転した時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、貿易条件等に基づき支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。
- 消耗品販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから出荷時に収益を認識しております。
- 保守サービスについては、顧客との契約に基づく保守を完了し、顧客が当社グループの製品を利用できる状態にすることが履行義務であると判断しており、主に実施した保守サービスが顧客に検収された時点で収益を認識しております。また、合意された仕様に従った製品保証を超えて提供している製品の保証期間内における無償保守サービスについては、保証期間の経過に応じて顧客が便益を享受することから、保証期間の経過に伴い履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。
- なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1) 工事契約に係る収益認識

工事契約に係る収益の計上については、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しております。

(2) 製品の販売に係る収益認識

一部の取引については、顧客との契約に基づく当該製品の引渡し及び保証期間内における無償保守サービスの提供をしております。従来は、保守サービスについて製品の検収時に一括して収益を認識しておりましたが、製品の引渡しに係る履行義務と当該保守サービスに係る履行義務を識別し、それぞれの履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は94百万円減少し、売上原価は22百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ71百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は795百万円減少しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」として表示し、「流動負債」の「その他」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っていません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,353百万円
--------	----------

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の利益計画に基づき課税所得が十分に確保できることなどの理由により、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、今後の終息時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、ワクチン接種や治療薬の開発が進むことにより回復基調に向かうとの仮定のもと、将来の課税所得の見積りを行っております。

将来の収益性に係る判断は、将来の市場の動向その他の要因により影響を受けます。回収可能性の評価にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	31,562百万円
--------	-----------

無形固定資産	2,622百万円
--------	----------

固定資産に係る減損損失	一百万円
-------------	------

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

本連結会計年度において、全ての資産グループについて減損の兆候が無いことから減損損失の認識が不要と判断いたしました。

(棚卸資産の評価)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産	34,315百万円
------	-----------

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、商品及び製品並びに仕掛品は主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、原材料及び貯蔵品は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）にて評価しております。

当社グループでは、機械は受注に基づいて製造されることが多く、販売可能性が見込まれない製品や仕掛品が発生するリスクは高くない一方、過去に販売した機械の保守や修理のためのパーツの保有では保有期間が長期化する傾向にあります。これらの棚卸資産の保有期間が長期化するに伴い、販売および消費可能性が低下することが想定されることから、在庫保有期間および過去の販売と消費の実態に基づいたルールを策定し、当該ルールのもと、滞留在庫に対する評価損を計上しております。なお、製品及び仕掛品のうち機械については、正味売却価額に基づき、収益性の低下を検討しております。

評価減の認識および測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響を与える可能性があります。

(工事原価総額の見積り)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する売上高 5,119百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、工事契約に係る収益を計上するに当たり、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しており、食品機械事業の売上高の大半は当該収益認識基準を適用しております。進捗度の見積りにおいては、当連結会計年度末までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合を工事進捗度とするコストに基づくインプット法を採用しております。

工事内容の変更による契約金額の変更や原材料価格の変動等により工事原価総額の見積りの見直しが必要になった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

借入金の担保に供されている資産（簿価）は次のとおりであります。

建物及び構築物	1,592百万円
土地	3,443百万円

(注) 上記物件については、短期借入金100百万円、1年内返済予定の長期借入金4,315百万円、長期借入金6,651百万円の担保に供しております。

(2) 国庫補助金等による固定資産圧縮額

国庫補助金等による圧縮記帳額は84百万円であり、貸借対照表計上額は圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は次のとおりであります。

機械装置	84百万円
------	-------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株数	当連結会計年度増加株数	当連結会計年度減少株数	当連結会計年度末の株数
普通株式	58,292,239株	一株	1,000,000株	57,292,239株

(注)普通株式の発行済株式総数の減少は、自己株式の消却による減少であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ.2022年3月30日開催の第46回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の金額 702百万円
- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 13円
- ・基準日 2021年12月31日
- ・効力発生日 2022年3月31日

ロ.2022年8月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の金額 697百万円
- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 13円
- ・基準日 2022年6月30日
- ・効力発生日 2022年9月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの 2023年3月30日開催の第47回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の金額 731百万円
- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 14円
- ・基準日 2022年12月31日
- ・効力発生日 2023年3月31日

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入や社債発行による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

また、外貨建の金銭債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当取締役へ報告されております。

また、長期貸付金は主に関係会社に対して実行しており、定期的に財務状況の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債は主に設備投資及び研究開発に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほとんどが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)投資有価証券(*2)			
①満期保有目的の債券	10	9	△0
②その他有価証券	2,020	2,020	－
(2)長期貸付金	39	39	0
(3)長期預金	4,562	4,576	13
資産計	6,633	6,646	13
(1)社債(*3)	580	573	△6
(2)長期借入金(*4)	28,919	28,917	△1
負債計	29,499	29,491	△7
デリバティブ取引(*5)	14	14	－

(*1)「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること、または短期間で決済及び返済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	2,481
組合出資金(※)	85

(※) 関係会社出資金に含まれる組合出資金は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(*3)社債には、1年内償還予定の社債も含まれております。

(*4)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

(*5)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	36,047	—	—	—
受取手形	2,984	—	—	—
売掛金	12,037	—	—	—
電子記録債権	2,792	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	10	—	—
長期貸付金	—	39	—	—
長期預金	—	4,562	—	—
合計	53,861	4,612	—	—

(注) 2. 社債、長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,840	—	—	—	—	—
社債	140	140	140	160	—	—
長期借入金	8,157	6,848	5,416	4,337	2,771	1,388
合計	10,137	6,988	5,556	4,497	2,771	1,388

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	2,020	－	－	2,020
資産計	2,020	－	－	2,020

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	－	9	－	9
長期貸付金	－	39	－	39
長期預金	－	4,576	－	4,576
デリバティブ取引				
通貨関連	－	14	－	14
資産計	－	4,640	－	4,640
社債	－	573	－	573
長期借入金	－	28,917	－	28,917
負債計	－	29,491	－	29,491

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している公債は、取引金融機関から提示された価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価評価は、取引先金融機関から提示された価格等により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

社債

社債の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、将来キャッシュ・フローを同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

①財又はサービスの種類別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	工作機械	産業機械	食品機械		
製品販売	44,391	9,074	6,092	6,533	66,091
保守サービス・ 消耗品	12,101	1,581	721	—	14,404
合計	56,492	10,656	6,813	6,533	80,495

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、精密金型・精密成形事業、要素技術事業等を含んでおります。

2. グループ間の内部取引控除後の金額を表示しております。

②地域別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 2	合計
	工作機械	産業機械	食品機械		
日本	11,101	4,465	2,880	6,182	24,629
北・南米	9,071	1,340	22	－	10,434
欧州	7,225	21	－	－	7,247
中華圏	22,068	3,313	3,370	350	29,104
その他アジア	7,025	1,515	539	－	9,080
合計	56,492	10,656	6,813	6,533	80,495

(注) 1. 国または地域別の収益は顧客の所在地に基づき、分解しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、精密金型・精密成形事業、要素技術事業等を含んでおります。

3. グループ間の内部取引控除後の金額を表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を認識するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎情報は、連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

(3) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2022年1月1日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	20,468	17,814
契約資産	500	676
契約負債	3,866	4,448

契約資産は、主に、食品機械の販売等の一定期間にわたり充足した履行義務に係る対価に対する当社グループの権利であり、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は主に2種類あり、1つは製品の引渡前に当社グループが顧客から受け取った対価、もう1つは製品の販売と同時に提供している追加の保証サービスを保証期間に応じて繰り延べたものであり、両方とも通常、当社グループが履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。当連結会計年度に認識した収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、2,535百万円であります。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年12月31日)
履行義務の充足に関する進捗に応じた残存履行義務	3,534
保証サービスに係る残存履行義務	1,435

履行義務の充足に関する進捗に応じた残存履行義務は食品機械事業に係るもので、当該履行義務の充足に関する進捗に応じて、概ね2年以内に収益を認識することを見込んでいます。

保証サービスに係る残存履行義務は、製品の販売と同時に提供している追加の保証サービスを保証期間に応じて繰り延べたものであり、概ね3年以内に収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、上記金額には含めておりません。

9. 企業結合に関する注記

(連結子会社との会社分割（簡易・略式吸収分割）)

当社は、2022年4月15日開催の取締役会に基づき、2022年7月1日を効力発生日として当社の完全子会社である株式会社ソディックエフ・ティの放電加工機用消耗品の開発、製造、販売事業を会社分割（以下「本会社分割」といいます。）の方法により、承継いたしました。

なお、本会社分割は当社が当社の完全子会社の事業を承継する会社法第796条第2項の規定に基づく会社分割（簡易吸収分割）であるため、開示事項及び内容の一部を省略しております。

1. 本会社分割の目的

当社は、2022年1月5日付「組織変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2022年1月1日より機能別組織から事業別組織へ体制を移行いたしました。事業部が営業・技術・開発・アフターサービス・生産を一貫して指揮し、事業のサービス化/デジタル化、工作機械のトータルソリューションを提供いたします。その実現のために、当社は放電加工機用消耗品の開発、製造、販売事業を会社分割（簡易吸収分割）により当社へ承継することを決定し、これによりCS事業部におけるサブライムの製造・販売とサービスを一体化することで事業の効率化を図り、事業領域の拡大を目指してまいります。

2. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

本会社分割取締役会決議日：2022年4月15日

本会社分割契約締結日：2022年4月19日

本会社分割効力発生日：2022年7月1日

*本会社分割は、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、株式会社ソディッ

クエフ・ティにおいては、会社法第784条第1項の規定に基づく略式吸収分割の手続きにより、いずれも会社分割契約承認の株主総会の決議を経ずに行っております。

- (2) 本会社分割の方式
株式会社ソディックエフ・ティを分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。
- (3) 本会社分割に係る割当ての内容
株式会社ソディックエフ・ティは当社の完全子会社であるため、本会社分割による株式の割当て、その他の金銭等の交付は行いません。
- (4) 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。
- (5) 本会社分割により増減する資本金
本会社分割による当社の資本金の増減はありません。
- (6) 承継会社が承継する権利義務
当社は、本会社分割により、株式会社ソディックエフ・ティの放電加工機用消耗品の開発、製造、販売事業に関して有する権利義務のうち会社分割契約において定めるものを承継いたしました。
- (7) 債務履行の見込み
本会社分割において、当社及び株式会社ソディックエフ・ティが負担すべき債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

3. 承継する部門の事業内容

- (1) 承継する部門の事業内容
株式会社ソディックエフ・ティ 放電加工機用消耗品の開発、製造、販売事業
- (2) 承継する部門の経営成績（2021年12月期）
売上高：2,459百万円
営業利益：143百万円
- (3) 承継する資産、負債の項目及び金額（2022年6月30日現在）
株式会社ソディック

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	527百万円	流動負債	1,551百万円
固定資産	1,335百万円	固定負債	－
合計	1,862百万円	合計	1,551百万円

4. 本会社分割後の状況

本会社分割による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

5. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,548円28銭
(2) 1株当たり当期純利益	112円67銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

固定資産の減損判定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が少なくとも翌連結会計年度も一定期間継続するとの仮定を置き、当該影響を考慮した複数のシナリオに基づく将来キャッシュ・フローを用いて会計上の見積りを行っております。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によって判断を見直した結果、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------|---|
| ① 有価証券 | |
| 子会社株式及び | 移動平均法による原価法 |
| 関連会社株式 | |
| その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等 | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 以外のもの | |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ② デリバティブ | 時価法（特例処理の条件を満たす場合には特例処理を採用） |
| ③ 棚卸資産 | |
| ・ 商品 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| ・ 製品、仕掛品並びに | 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| 未着品 | |
| ・ 原材料及び貯蔵品 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------------|---|
| ① 有形固定資産 | |
| (リース資産を除く) | 主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産 | |
| (リース資産を除く) | |
| ・ 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ・ 販売目的のソフトウェア | 見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。なお、当初における見込販売有効期間は3年としております。 |
| ・ のれん | 投資効果の発現する期間で均等償却しております。 |
| ・ その他の無形固定資産 | 定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | |
| ・ 所有権移転外ファイナンス・ | リース期間を耐用年数とし、残存価額をリース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残 |
| リース取引に係るリース資産 | 価保証額、それ以外のものは、零とする定額法によっております。 |
| ④ 長期前払費用 | 均等償却によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法（10年）により発生する翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

また、当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

④ 製品保証引当金

製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき必要額を計上しております。

⑤ 品質保証引当金

有償修理後に発生する品質保証費用の支出に充てるため、過去の実績を基礎にして品質保証引当金を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益及び費用の計上については、連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のうち「金利スワップの特例処理」（金融商品に係る会計基準注解）の対象となる取引については、当該特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ取引
ヘッジ対象……変動金利借入の支払金利

③ ヘッジ方針

財務上のリスク管理対策の一環として、デリバティブ取引を行っております。借入金の金利変動リスク軽減のために金利スワップ取引を行うものとしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性評価を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1) 工事契約に係る収益認識

工事契約に係る収益の計上については、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しております。

(2) 製品の販売に係る収益認識

一部の取引については、顧客との契約に基づく当該製品の引渡し及び保証期間内における無償保守サービスの提供をしております。従来は、保守サービスについて製品の検収時に一括して収益を認識しておりましたが、製品の引渡しに係る履行義務と当該保守サービスに係る履行義務を識別し、それぞれの履行義務を充足した時点で収益を認識することとしております。

(3) 代理人取引に係る収益認識

一部の取引については、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は720百万円減少し、売上原価は743百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ22百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は73百万円増加しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」、「契約資産」として表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	551百万円
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	16,470百万円
無形固定資産	1,494百万円
固定資産に係る減損損失	一百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

本事業年度において、産業機械セグメントの資産グループについて減損の兆候がありましたが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていたため減損の認識が不要と判断いたしました。その他の資産グループについては減損の兆候が無いことから減損損失の認識が不要と判断いたしました。

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

棚卸資産	13,182百万円
------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

(工事原価総額の見積り)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,172百万円
土地	3,340百万円
計	4,512百万円

建物1,172百万円、土地3,340百万円は、1年内返済予定の長期借入金4,315百万円、長期借入金6,651百万円の担保に供しております。

(2) 偶発債務

保証債務

次の関係会社等の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

Sodick(Thailand)Co.,Ltd.	633百万円
蘇州沙迪克特種設備有限公司	300百万円
Sodick Europe Holding Ltd.	226百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	8,681百万円
短期金銭債務	1,717百万円

(4) 取締役及び監査役に対する金銭債務は次のとおりであります。

長期金銭債務	2百万円
--------	------

(5) 国庫補助金等による固定資産圧縮額

国庫補助金等による圧縮記帳額は84百万円であり、貸借対照表計上額は圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は次のとおりであります。

機械装置	84百万円
------	-------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	(売上取引)	17,952百万円
	(仕入取引)	21,773百万円
	(その他)	780百万円
営業取引以外の取引	(収益)	2,760百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,246,368株	1,867,723株	1,095,400株	5,018,691株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,867,723株は、取締役会決議による取得1,867,400株、単元未満株式の買取りによる取得323株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少1,095,400株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少95,400株、取締役会決議による消却1,000,000株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	11百万円
賞与引当金	311百万円
棚卸資産評価損	1,001百万円
製品保証引当金	118百万円
有価証券評価損	971百万円
減損損失	294百万円
減価償却超過額	108百万円
その他	684百万円

繰延税金資産小計 3,501百万円

評価性引当額 △2,551百万円

繰延税金資産合計 949百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	271百万円
有形固定資産	1百万円
前払年金費用	124百万円
その他	0百万円

繰延税金負債合計 398百万円

繰延税金資産の純額 551百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等(人)	事業上の関係				
子会社	Sodick (Thailand) Co.,Ltd.	740百万 タイバーツ	放電加工機・射出成形機の製造・販売	所有 直接 100	2	製品の製造	製品の購入(注2)	15,966	買掛金	1,050
							原材料の支給(注2)	5,639	未収入金	1,184
							債務保証(注1)	633	-	-
							利息の受取(注3)	60	関係会社 短期貸付金	424
								関係会社 長期貸付金	2,428	
子会社	沙迪克(廈門)有限公司	80,000 千米ドル	放電加工機・食品機械の製造・販売	所有 直接 100	2	製品の製造	利息の受取(注3)	20	関係会社 短期貸付金	1,698
子会社	Sodick Europe Ltd.	100 千英ポンド	放電加工機の販売	所有 間接 100	1	欧州における製品の販売	製品の販売(注2)	5,031	売掛金	2,366
子会社	Sodick, Inc.	671 千米ドル	放電加工機の販売	所有 間接 100	2	北米における製品の販売	製品の販売(注2)	4,803	受取手形	75
									売掛金	1,665

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記子会社の銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受取りはありません。

(注2) 上記子会社との取引については、市場価格を勘案して決定しております。

(注3) 上記子会社に対する資金の貸付の利息については、市場金利及び会社の財政状態を勘案して決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

9. 収益認識基準に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

10. 企業結合等に関する注記

企業結合等に関する注記は連結注記表「9. 企業結合に関する注記」に記載した内容と同一であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	928円38銭
(2) 1株当たり当期純利益	72円38銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

固定資産の減損判定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が少なくとも翌事業年度も一定期間継続するとの仮定を置き、当該影響を考慮した複数のシナリオに基づく将来キャッシュ・フローを用いて会計上の見積りを行っております。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によって判断を見直した結果、翌事業年度以降の当社グループの財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(注) 本計算書類の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし百分率は四捨五入して表示しております。